

家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準の概要

平成26年7月24日
子ども・子育て会議資料
こども政策課

1. 家庭的保育事業等とは

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業（地域型保育事業）で、市町村の財政支援（地域型保育給付）の対象として、多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みである。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業であり、定員数や保育の実施場所等により、下記の表のとおり4つに分類される。

特徴は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援できることである。

事業	概要	定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。	5人以下
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下、多様なスペースできめ細やかな保育を実施する。以下の3類型がある。 ①A型：保育所分園に近い類型 ②B型：A型とC型の間間的な類型 ③C型：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型	6人～19人以下
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、利用する保護者・子どもの居宅で1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。	1対1が基本
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他様々なスペースで実施する。	様々 (数人～数十人) 地域で保育を必要とする子どもも利用可能。

【参考】

《児童福祉法 第6条の3第9項より》

家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- ①保育を必要とする乳児・幼児であって、満3歳未満のものについて、保育を行う事業をいう。
- ②満3歳以上の幼児に係る地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う事業をいう。

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定について

子ども・子育て支援新制度においては、施設・事業が給付による財政支援の対象となるため、認可を受ける必要がある。家庭的保育事業等の場合、認可権者は市町村となる。

習志野市において、新制度に基づき事業を行う場合、習志野市の認可を受ける必要がある。認可の基準は、国の定めた「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」をもとに、市町村が条例で制定する。なお、この厚生労働省令が定める**従うべき基準**と**参酌すべき基準**の区分に従い定めることとなる。詳細な運用等に関しては、市町村の定める規則や実施要綱等で定めることとなる。

《従うべき基準と参酌すべき基準》

	従うべき基準	参酌すべき基準
意味	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
異なるものを定める場合	従うべき基準の範囲内であることについて説明責任がある。 基準の範囲を超える場合は、違法となる。 ただし、最低基準とされている場合は、上回ることは可能。	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任がある。参酌する行為を行わなかった場合は、違法となる。

※基準の策定にあつての本市の考え方

①従うべき基準は原則、国に従う。

ただし、認可基準は最低基準とされているため、上回る基準を定めることも可能。

②参酌すべき基準は、本市の状況に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

③従うべき基準のうち、本市の実情に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

3. 習志野市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要について

(※従：従うべき基準，参：参酌すべき基準)

(1) 総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
一般原則 (第5条)	<p>①乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重し、運営を行わなければならない。</p> <p>②地域社会との交流及び連携を図り、保護者や地域社会に対し、事業の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>③自らの保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>④定期的に外部による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>⑤法に定める各々の事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>⑥構造設備は、採光、換気等乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p>※⑤・⑥は居宅訪問型保育事業所を除く</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
保育所等との連携 (第6条)	<p>乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の事項に係る連携協力を行う連携施設（保育所・幼稚園・認定こども園）を適切に確保しなければならない。（居宅訪問型保育事業者を除く。）</p> <p>①集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、代替保育（職員の病気又は休暇等による）を提供すること。</p> <p>③乳幼児の保育の提供の終了の際、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。（事業所内保育事業においては、地域枠の子どもに限る。）</p>	従	国に従う	
連携施設に関する経過措置 (附則第3条)	<p>連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体が本制度への参入することを促進するための事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	従	設けないこととする。	

(1) 総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
非常災害 (第7条)	①軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 (居宅訪問型保育事業者を除く。) ②避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
職員の一般的要件 (第8条)	保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものなければならない。	参	国に従う	
職員の知識及び技能の向上等 (第9条)	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②事業者等は、職員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保しなければならない。	参	国に従う	
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第10条)	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を兼ねることができる。 ※ただし、保育室及び各事業所に特有の設備や、乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼ねることができない。	参 従	国に従う	
平等に取り扱う原則 (第11条)	乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う	
虐待等の禁止 (第12条)	職員は、乳幼児に対し、乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う	
懲戒に係る権限の濫用禁止 (第13条)	懲戒に関し、乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国に従う	

(1) 総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
衛生管理等 （第14条）	<p>①使用する設備・食器等・飲用水については、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。（居宅訪問型保育事業者を除く）</p> <p>②事業所等で、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（居宅訪問型保育事業者を除く）</p> <p>③必要な医薬品その他の医療品を備え、適正な管理を行わなければならない。（居宅訪問型保育事業所を除く）</p> <p>④居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>⑤居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	従	国に従う	
食事 （第15条）	<p>①乳幼児に食事を提供するときは、事業所等内で調理する方法により行わなければならない。（居宅訪問型保育事業所除く）</p> <p>※事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。</p> <p>②献立は、できる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>③食品の種類及び調理方法は、栄養や身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>④調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>⑤健康な生活の基本として、食を営む力の育成に努めなければならない。（居宅訪問型保育事業者を除く）</p>	従	国に従う	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p>

(1) 総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
食事の提供の特例 （第16条）	<p>次に掲げる要件を満たす事業者等は、搬入施設において、調理し搬入する方法で食事を提供することができる。この場合であっても、必要な調理機能を有する設備（加熱・保存等）を備えなければならない。（居宅訪問型保育事業所除く）</p> <p>【搬入施設からの食事の提供が可能な事業者等の要件】</p> <p>①乳幼児に対する食事の提供の責任は事業者等にあり、管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>④年齢・発達段階・健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容・回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>【搬入施設の対象となる施設】</p> <p>連携施設、同一又は関連法人が運営する小規模保育事業等を行う事業所、社会福祉施設等</p>	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(1) 総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
乳幼児及び 職員の健康診断 (第17条)	①乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ②利用開始前に児童相談所等で行われた健康診断が、利用開始時の健康診断の全部または一部に相当する場合は、省略できる。(事業所等による結果の把握は必須。) ③健康診断をした医師は、必要な事項を母子手帳等に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は解除又は停止等必要な手続きをとることを、事業者等に勧告しなければならない。(※①～③は居宅訪問型保育事業者を除く。) ④職員の健康診断は、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
内部の規程 (第18条)	次の事業運営上の重要事項について規程を定めなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 (追加) ⑪習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項 ⑫その他運営に関する重要事項	参	⑪を加える。 それ以外は、国に従う	習志野市暴力団排除条例の趣旨に従うほかは、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(1) 総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
帳簿 （第19条）	職員、財産、収支及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
秘密保持等 （第20条）	①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た乳幼児又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た乳幼児又は家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。	従	国に従う	
苦情への対応 （第21条）	①保育に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。 ②保育に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない。	参	国に従う	

(2) 家庭的保育事業

項目		国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
設備 基準 (第22条)	保育室等	乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 面積：9.9㎡以上(乳幼児が3人以上の場合、1人につき3.3㎡加える)	参	その他③については、「火災報知器及び消火器を設置すること。」とする。 それ以外は、国に従う。	避難・消火訓練は、総則に定めるとおり、少なくとも毎月1回は行わなければならないこととする。 それ以外は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
	屋外 遊戯場等	同一の敷地内に乳幼児の屋外遊戯等に適した広さの庭を設けること。(付近の代替施設含む) 面積：満2歳以上の幼児 3.3㎡/人以上	※① 調理 設備 のみ 従		
	その他	①衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ②乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ③火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。			
職員 (第23条)	配置	家庭的保育者、嘱託医、調理員 ※調理業務を全部委託する場合又は、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	従	国に従う	良好な保育環境の確保のため、上乘せする。
	保育 従事者	家庭的保育者とは、①市町村長が行う研修を修了した保育士、又は、②市町村長が行う研修を修了した、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者。 家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育を補助するもの)も従事することができる。	従	家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士等の資格を有する者とする。	
	職員数	乳幼児 3 : 1 ※家庭的保育補助者を置く場合は、5 : 2	従	従事する職員は、2名以上とする。	
保育時間 (第24条)	原則8時間/日 ※乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。	参	事業者は、あらかじめ市長と協議することとする。		
保育の内容 (第25条)	保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。	
保護者との連絡 (第26条)	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	参	国に従う		

(3) 小規模保育事業

項目		国の示す基準			区分	本市の基準(案)	本市の考え方
		A型(保育所型)	B型(中間型)	C型(家庭的保育型)			
設備 基準 A型 (第28条) B型 (第28条 を準用) C型 (第33条)	保育室等	【0～1歳】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上	【0～1歳】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上	【0～1歳】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 3.3㎡/人以上	参	国に従う	国の基準と異なる 内容を定める特別 な事情や特性はない。
	屋外 遊戯場等	屋外遊戯場(付近の代替地含む) 3.3㎡/人以上(2歳以上)					
	その他	①建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ・消火器等の消火器具 ・非常警報器具 ・保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 ②調理設備及び便所を設けること。			※ 調理 設備 のみ 従	②以外は国に従う ②文頭に「衛生的 な」を追加する。	
職員 A型 (第29条) B型 (第31条) C型 (第34条)	配置	保育士、嘱託医及び調理員。 ※調理業務を全部委託する 場合又は、搬入施設から食 事を搬入する場合は、調理 員を置かないことができ る。	保育士、保育従事者、嘱託 医及び調理員。 ※調理業務を全部委託する 場合又は、搬入施設から食 事を搬入する場合は、調理 員を置かないことができ る。	家庭的保育者、嘱託医及び 調理員。 ※調理業務を全部委託する 場合又は、搬入施設から食 事を搬入する場合は、調理 員を置かないことができ る。	従	国に従う	

(3) 小規模保育事業

項目		国の示す基準				区分	本市の基準(案)	本市の考え方		
		A型(保育所型)		B型(中間型)					C型(家庭的保育型)	
職員 A型 (第29条) B型 (第31条) C型 (第34条)	保育 従事者	保育士 ※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		①保育士, ②保育従事者 (保育士1/2以上) ※保育従事者は、市町村長が行う研修を修了した者。 ※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		家庭的保育者 (家庭的保育補助者) ※家庭的保育者とは、①市町村長が行う研修を修了した保育士, ②市町村長が行う研修の修了した、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。 ※家庭的保育補助者とは、市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育を補助するもの。		従	C型の家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士等の資格を有する者とする。 それ以外は、国に従う。	C型は、良好な保育環境の確保のため上乗せする。 それ以外は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
	職員数	0歳	3:1	0歳	3:1	0~2歳 3:1 家庭的保育補助者を置く場合、5:2	従	C型においては、従事する職員は、2名以上とする。 それ以外は、国に従う。		
		1~2歳	6:1	1~2歳	6:1					
		3歳	20:1	3歳	20:1					
		4~5歳	30:1	4~5歳	30:1					
	※3~5歳は、保育の体制の整備の状況その他地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる児童のみ ※上記の合計人数に1人追加した人数以上	※3~5歳は、保育の体制の整備の状況その他地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる児童のみ ※上記の合計人数に1人追加した人数以上								

(3) 小規模保育事業

項目	国の示す基準			区分	本市の基準(案)	本市の考え方
	A型(保育所型)	B型(中間型)	C型(家庭的保育型)			
利用定員 (第35条)	6人以上19人以下	6人以上19人以下	6人以上10人以下 ※5年間は6人以上15人以下とすることができる。 (経過措置)	従	国に従う	C型の保育時間については、良好な保育環境の確保のため、上乘せする。それ以外は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
保育時間 (第24条を準用)	原則8時間/日 ※乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。			参	C型においては、事業者はあらかじめ市長と協議することとする。	
保育の内容 (第25条を準用)	保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。			従	国に従う	
保護者との連絡 (第26条を準用)	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。			参	国に従う	

(4) 居宅訪問型保育事業

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
提供する保育の内容 (第37条)	居宅訪問型保育事業者は、以下に掲げる保育を提供する。 ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②確認の辞退又は定員の減少等により、当該施設等の利用者が引き続き教育・保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育等が継続的に提供されるよう、必要な便宜の提供に対応するために行う保育 ③保育を必要とする乳児・幼児が、あっせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにも関わらず、保育が利用できないなどやむを得ない事由により、施設型給付等を受けることが著しく困難であると認められるときにとる措置に対応するための保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
設備及び備品 (第38条)	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参	国に従う	
職員 (第39条)	家庭的保育者 1 : 1 ※家庭的保育者とは、①市町村長が行う研修を修了した保育士、②市町村長が行う研修の修了を修了した、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従	家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士等の資格を有する者とする。	良好な保育環境の確保のため、上乘せする。
居宅訪問型保育の連携施設 (第40条)	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められた乳幼児に対する保育を行う場合、障害・疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
保育時間 (第24条を準用)	原則8時間/日 ※乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。	参	事業者はあらかじめ市長と協議することとする。	良好な保育環境の確保のため、上乘せする。

(4) 居宅訪問型保育事業

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
保育の内容 (第25条を準用)	保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める
保護者との連絡 (第26条を準用)	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国に従う	特別な事情や特性はない。

《居宅訪問型保育事業における食事の提供について》

訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本となるため、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。
ただし、保護者が用意した食事を食べさせることは可能である。

(5) 事業所内保育事業

項目	国の示す基準		区分	本市の基準（案）	本市の考え方	
	保育所型事業所内保育事業 （定員20人以上）	小規模型事業所内保育事業 （定員19人以下）				
利用定員の設定 （第42条）	利用定員の区分に応じ、地域における乳幼児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。		参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。	
	利用定員数	市町村が定める乳幼児数の定員枠				
	1人～5人	1人				
	6人～7人	2人				
	8人～10人	3人				
	11人～15人	4人				
	16人～20人	5人				
	21人～25人	6人				
	26人～30人	7人				
	31人～40人	10人				
	41人～50人	12人				
	51人～60人	15人				
	61人～70人	20人				
	71人以上	20人				
設備 基準 保育所型 （第43条） 小規模型 （第28条 を準用）	保育室等	【0～1歳】 乳児室（1.65㎡/人以上）又は、 ほふく室（3.3㎡/人以上） 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上	【0～1歳】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上	参	保育所型の0～1歳の乳児室の面積は、3.3㎡/人以上とする。	現行の千葉県の保育所の面積基準に従う。
	屋外 遊戯場等	屋外遊戯場（付近の代替地含む）3.3㎡/人以上（2歳以上）		参	国に従う	特別な事情や特性なし。

(5) 事業所内保育事業

項目		国の示す基準		区分	本市の基準（案）	本市の考え方
		保育所型事業所内保育事業 （定員20人以上）	小規模型事業所内保育事業 （定員19人以下）			
設備 基準 保育所型 （第43条） 小規模型 （第28条を 準用）	その他	①医務室（保育所型保育事業所内保育事業の2歳未満のみ）、調理室及び便所 ②建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ・消火器等の消火器具 ・非常警報器具 ・保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		参 ※調理室のみ従	①の調理室の前に「衛生的な」を追加する。それ以外は、国に従う。	
職員 保育所型 （第44条） 小規模型 （第47条）	配置	保育士、嘱託医及び調理員。 ※調理業務を全部委託する場合又は、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	保育士その他保育従事者、嘱託医及び調理員。 ※調理業務を全部委託する場合又は、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
	保育従事者	保育士 ※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	保育士、保育従事者（保育士1/2以上） ※保育従事者とは、市町村長が行う研修を修了した者。 ※保育士の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。			

(5) 事業所内保育事業

項目		国の示す基準				区分	本市の基準(案)	本市の考え方
		保育所型事業所内保育事業 (定員20人以上)		小規模型事業所内保育事業 (定員19人以下)				
職員 保育所型 (第44条) 小規模型 (第47条)	職員数	0歳	3:1	0歳	3:1	従	国に従う	
		1~2歳	6:1	1~2歳	6:1			
		3歳	20:1	3歳	20:1			
		4~5歳	30:1	4~5歳	30:1			
		※3~5歳は、保育の体制の整備の状況その他地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる児童のみ ※合計数以上かつ、2人以上でなければならない。		※3~5歳は、保育の体制の整備の状況その他地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる児童のみ ※合計数に1人を加えた数以上とする。				
保育時間 (第24条を準用)		原則8時間/日 ※乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。				参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
保育の内容 (第25条を準用)		保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。				従	国に従う	
保護者との連絡 (第26条を準用)		常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。				参	国に従う	
連携施設に関する特例 (第45条)		連携施設の確保にあたり、①集団保育体験のための機会設定と②代替保育に係る連携協力を求めることを要しない。		/		従	国に従う	